

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和8年3月5日(木)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 3月5日 午前 9時30分			
	閉会 3月5日 午後 0時00分			
出席委員	委員長 委員 " "	新井 均 城所 美奈子 成田 奈緒子 三木 伸也	副委員長 委員 " "	横尾 貴文 小谷野 五成 金子 博 大澤 博行
欠席委員	なし			
説明のため	総合政策部長	国分 央	政策秘書課長	須田 修司
出席した者の職氏名	副参事	吉野 正晴	主幹 (政策推進担当)	加藤 恵造
	主幹 (企画調整担当)	山下 達也	主査	岡野 圭太
	市政情報課長	吉田 聡明	主幹 (DX推進担当)	新堀 里夏
	主幹 (広報・市政情報担当)	大河原 夏樹	主査	草野 佑太
	財政課長	上田 延洋	主幹 (財政担当)	長谷川 和則
	主幹 (施設管理担当)	白鳥 大輔		
	管財課長	三ツ木 雅彦	主幹 (契約検査担当)	戸口 浩昭
	主幹 (財産管理担当)	浅野 英幸		
	総務部長	樋口 成男	総務課長	稲垣 衛
	主幹 (庶務・ふるさと納税担当)	柳戸 秀介	主幹 (人権推進・市民活動担当)	志田 泰彦
	主幹 (人事厚生担当)	長岡 篤史		

	危機管理課長	犬竹 高	副 参 事	清野良仁
	主 (防災・消防 担 幹 当)	鎌田 勝	交通政策室主幹 (交通政策・交通 安全・防犯担当)	石井弘和
	税務課長	岡野真紀	主 (資産税担当) 幹	井上 憲
	収税課長	清水 学	主 (収税担当) 幹	大岩秀範
	主 査	高石りえ		
	福祉子ども部長	野澤勝行	生活福祉課長	堀口喜由
	主 (地域福祉担当) 幹	大森充浩	主 (生活支援担当) 幹	大河原陽子
	主 幹	小嶋健一郎		
	障がい福祉課長	西 長 武	主 (障がい福祉担当) 幹	平井世一
	子育て応援課長	今田麻弓	主 (子育て応援担当) 幹	川口浩二
	主 (保育担当) 幹	長岡裕美	主 (子育て総合支援 センター担当) 幹	野口宗孝
	主 (こども家庭 センター) 幹	村田瑞絵		
	健康推進部長	高山知子	長寿いきがい課長	石森昭博
	主 (高齢者支援担当) 幹	栗山秀晶	主 (介護保険担当) 幹	高橋正之
	保険年金課長	小島敏彦	主 (国民健康保険 担 幹 当)	渋谷 充
	主 (国民年金・ 医療費担当) 幹	大澤智子		
	保健相談センター 所 長	大野雅司	主 (健幸のまち推 進 幹 担 当)	北野新二
	主 査	岡田竜彦	主 (保健相談担当) 幹	田中恵美
	会計管理者	渋谷秀一	主 (出納・審査担当) 幹	小久保恵美子
	議会事務局長	滝沢 淳	次 長	鈴木克明

	選挙管理委員会 事務局長	稲垣 衛	主 (選挙担当)	柳戸 秀介
	主 査	小林 孝弘		
	監査委員事務局長	稲垣 衛	主 査	鈴木 健
書 記	事務局長	滝沢 淳	次 長	鈴木 克明
	主 幹	金子 砂知子	主 任	木村 郁哉
付託事件	議案第 4号 令和7年度日高市一般会計補正予算(第9号)			
	議案第 5号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)			
	議案第 6号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算(第2号)			
	議案第 8号 令和8年度日高市一般会計予算			
	議案第 9号 令和8年度日高市国民健康保険特別会計予算			
	議案第10号 令和8年度日高市後期高齢者医療特別会計予算			
	議案第11号 令和8年度日高市介護保険特別会計予算			
	議案第15号 日高市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例			
	議案第16号 日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例			
	議案第17号 日高市行政組織条例の一部を改正する条例			
	議案第18号 日高市行政手続条例の一部を改正する条例			
	議案第19号 日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 の一部を改正する条例			
	議案第20号 日高市職員定数条例の一部を改正する条例			
	議案第21号 日高市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第23号 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例			
議案第24号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例				
審 査 の 経 過				
(別紙のとおり)				

開 会 午前9時30分

○新井委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号及び議案第24号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略したいと思いますので、御了承願います。

初めに、議案第16号 日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例を議題といたします。  
説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時32分

再 開 午前9時32分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

城所委員。

○城所委員 では、議案第16号 日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例について8点お尋ねいたします。

まず1点目、本条例は責務規定を中心としていますが、路上等における望まない受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めるとしてあります。本条例は理念条例という認識なのか、法的性質をお尋ねいたします。

2番、望まないという主観的概念を要件にしていますが、行政法上の法的安定性、予測可能性の観点から問題はないとお考えでしょうか。客観的判断基準をどのように担保するのかお尋ねいたします。

3番目、路上等は、道路法上の道路概念を超えるのでしょうか。仮に民有地の公開空地までも含む場合、管理権限との関係はどのように整理しているのかお尋ねいたします。

4点目、責務規定は努力義務という御説明が全員協議会でありましたが、行政指導の根拠規定として用いる予定はあるのかお尋ねします。

5、第10条での必要な事項は別に定めるとの規定は、包括的であるように思います。規則で事実上の禁止行為や具体的制限を定める必要性についてお尋ねいたします。

6、健康増進法は、施設内対策を規律していますが、本条例が事実上、屋外を広く規制する方

向に運用された場合、法律との兼ね合いについてお尋ねいたします。

7、違反があった場合の対応は、指導、勧告、公表などを想定しているのでしょうか。それらを行う法的根拠は、本条例のどの条項なのか、本条例の枠内で可能なのかをお尋ねいたします。

8、施行期日を令和8年7月1日としている理由についてお伺いいたします。周知期間の確保の意味合いがあるのでしょうか、周知計画の具体的内容についてお尋ねいたします。

○新井委員長 大野保健相談センター所長。

○大野保健相談センター所長 議案第16号 日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例についての質疑にお答えいたします。

1点目、本条例は、健康増進法や県条例の効力が及ばない屋外における受動喫煙の防止を目的とする条例と位置づけておりまして、この目的の達成に向け、市、市民等及び事業者の責務も定めるものでございます。

なお、健康増進法を踏まえ、屋外での規制に対し罰則を設けないことから規制条例とは言えませんが、受動喫煙に対する行動規範の向上を図る条例であると考えております。

2点目の質疑にお答えいたします。健康増進法におきまして、国は望まない受動喫煙の防止に取り組んでいるところでございます。健康増進法をよりどころとする本条例におきましても、望まない受動喫煙という表現を採用し、望むと望まざるとにかかわらず体への悪影響が明らかである受動喫煙の防止に取り組むものでございます。

なお、条例におきまして、改めて望まない受動喫煙という文言を明示することにより、法が求める喫煙する際の配慮義務や法的安定性、予測可能性に資するものと考えます。

3点目の質疑にお答えいたします。本条例は、高麗川駅の東口開設により、市内の全4駅の周辺環境がひとまず整うことを踏まえ、駅前交通広場における受動喫煙の防止に特化した条例として制定するものでございます。現時点におきましては、他の公共用地等への喫煙禁止区域を拡大することは想定しておりません。

なお、市の管理権限が及ばない駅前交通広場において、市が受動喫煙防止の啓発を行う場合は、管理権限者と調整の上、行うものと認識しております。

4点目の質疑にお答えいたします。喫煙マナーが向上している現状を踏まえますと、喫煙者の良心に訴えることにより、区域内での喫煙に御協力いただけるものと認識しております。良心へ訴えることそのものが、行政指導に相当するものであると認識しております。

5点目の質疑にお答えいたします。本条例を検討する中で、喫煙禁止区域を設定する際の手続等について別途規則に委任することを検討いたしましたが、規則を定める状況には至らないと判断し、必要な事項は別に定めるとしたものでございます。

なお、禁止行為や具体的制限を規則に定めることの必要性でございますが、禁止や制限を求める行為は、喫煙禁止区域における喫煙を控えていただくというシンプルなものでございますの

で、やはり規則を定めるまでには至らないと考えております。

6点目の質疑にお答えいたします。本条例がよりどころとする健康増進法は、特定施設等の屋内での喫煙を禁じる一方、路上等の屋外では受動喫煙防止への配慮を求めることにとどめておりますので、法が禁じない屋外での喫煙に罰則を科すことは適切でないと判断しております。

なお、先ほどもお答えしたとおり、本条例は駅前交通広場における受動喫煙の防止に特化したものとして制定するものでございますので、市内全域の屋外を規制する運用は想定しておりません。

7点目の質疑にお答えいたします。本条例では、第8条において喫煙禁止区域で喫煙した喫煙者に指導を行うことができると定めておりますので、現地での指導を通じて喫煙者の良心に働きかけ、受動喫煙の防止を図ってまいりたいと考えております。

8点目の質疑にお答えいたします。お見込みのとおり、周知期間を保するためのものでございます。また、周知につきましては、広報紙や市ホームページ等で行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 では、順次再質疑をしてまいります。

1点目です。規制条例とは言えず、仮に理念条例であるならば、規則や行政指導により事実上の行為制限を行うことは想定していないとも言えると考えられます。本条例の第8条との整合性についてお尋ねいたします。

○新井委員長 大野保健相談センター所長。

○大野保健相談センター所長 お答えいたします。

受動喫煙に対する行動規範の向上を図る条例であると考えております。指導につきましては、喫煙者の良心に訴えるお願いベースの対応と想定しております。

以上です。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 では続いて、路上等は喫煙禁止区域である4駅周辺駅前広場に限定しているということは分かりましたが、喫煙禁止区域をどの場面で告示するのかをお尋ねいたします。

○新井委員長 大野保健相談センター所長。

○大野保健相談センター所長 お答えいたします。

4月以降、広報紙や市ホームページにおいて周知を図る予定でございます。

以上です。

(「暫時休憩」の声あり)

○新井委員長 暫時休憩。

休 憩 午前9時41分

再 開 午前9時43分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第16号に対し、反対の方願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第16号 日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第9号 令和8年度日高市国民健康保険特別会計予算、議案第10号 令和8年度日高市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第24号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時45分

再 開 午前9時45分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。まず、議案第5号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号について質疑を願います。

大澤委員。

- 大澤委員 議案第9号 令和8年度日高市国民健康保険特別会計予算について質疑をいたします。

予算書11ページ、款6、繰入金、項1、他会計繰入金について1点伺います。前年度までは説明欄に細節として、その他繰入金が生じておりましたが、令和8年度は計上されておられません。この理由を伺います。

- 新井委員長 小島保険年金課長。

- 小島保険年金課長 予算書11ページ、他会計繰入金についての質疑にお答えいたします。

その他繰入金は、歳出予算の総額に対し、歳入予算の総額が不足すると見込まれる場合に、その不足する差額分、いわゆる赤字を補填する目的で、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れていたものです。この赤字補填の繰入れは法定外繰入れとも呼ばれており、法定の公費と保険税で収支が均衡する財政運営を目指す上で解消すべき重大な課題とされています。

国保会計の決算において決算補填等目的の法定外繰入金が発生している市町村には、赤字削減解消計画書の策定が義務づけられており、本市も計画書を策定し、段階的に赤字の解消を図ってまいりました。また、埼玉県国保運営方針で定める準統一に向けて、赤字補填を令和8年度までに解消しなければならないという条件もあるため、度重なる保険税率の改定で、加入者の皆様には大変な御負担をおかけしておりますが、保険税の増収により赤字解消のめどが立ち、その他繰入金を予算に計上しない段階に至ったということが、このたびの理由となります。

以上です。

- 新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

- 新井委員長 質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を願います。

横尾委員。

- 横尾委員 議案第10号 令和8年度日高市後期高齢者医療特別会計予算につきまして質疑いたします。

歳出、予算書10ページになります。後期高齢者医療広域連合保険料等納付事務について、後期高齢者医療広域連合納付金として計上された12億6,417万4,000円は、前年度比較額が1億6811万3000円と大幅に増額されておりますが、この理由についてお伺いいたします。

- 新井委員長 小島保険年金課長。

- 小島保険年金課長 予算書10ページ、後期高齢者医療広域連合保険料等納付事務についての質疑にお答えいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、加入者に納めていただいた保険料を、この医

療制度の保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付するための予算です。納付金が増額となった主な理由の一つは、加入者の人数が増えていることです。加入者数は年々増加し続けており、令和7年度予算における平均被保険者数の見込み1万1,029人に対し、令和8年度予算では1万1,287人と258人増える見込みとなっています。また、そのほかの理由として、保険料の改定も納付金増額の要因となっています。

保険料の改定は、保険者である広域連合が決定していますが、令和8年度は2年に一度実施される保険料改定の年に当たっています。広域連合の説明によると、保険料率の改定に当たり、医療給付費の増加につながる診療報酬の改定があったことや、子ども・子育て支援金制度の創設などにより、引上げ額が大きくなっています。これらの理由により、前年度と比べて納付金が増額となっております。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第5号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第5号 令和7年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第9号に対し、反対の願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第9号 令和8年度日高市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第10号に対し、反対の願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第10号 令和8年度日高市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第23号に対し、反対の願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第23号 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第24号に対し、反対の願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第24号 日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第11号 令和8年度日高市介護保険特別会計予算を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時54分

再 開 午前9時55分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第6号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号について質疑を願います。

小谷野委員。

○小谷野委員 議案第11号 令和8年度日高市介護保険特別会計予算について1点だけ御質問させていただきます。

予算書15ページ、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の介護保険電算処理事務における介護保険システム改修委託料について、本改修委託料の内容と、その効果についてお伺いいたします。

○新井委員長 石森長寿いきがい課長。

○石森長寿いきがい課長 予算書15ページ、介護保険電算処理事務についての質疑にお答えいたします。

介護保険システム改修委託料の内容につきましては、介護情報連携対応に係るシステム改修や令和7年税制改正の対応に係るシステム改修でございます。効果につきましては、現在、国が取り組んでおります自治体、利用者、介護事業者、医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる

情報基盤の課内の整備が進むことや、令和7年税制改正における国の取扱いを踏まえた介護保険料の賦課が可能となります。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第6号に対し、反対の願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第6号 令和7年度日高市介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第11号に対し、反対の願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第11号 令和8年度日高市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度日高市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

- 新井委員長 暫時休憩いたします。  
休 憩 午前9時59分  
再 開 午前9時59分
- 新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
これより質疑に入ります。  
健康推進部関係について質疑を願います。  
(な し)
- 新井委員長 質疑なしと認めます。  
説明員の退席を求めます。  
(説明員退席)
- 新井委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。  
(説明員出席) (福祉子ども部長)
- 新井委員長 暫時休憩いたします。  
休 憩 午前10時00分  
再 開 午前10時01分
- 新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
福祉子ども部関係について質疑を願います。  
(な し)
- 新井委員長 質疑なしと認めます。  
説明員の退席を求めます。  
(説明員退席)
- 新井委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。  
(説明員出席) (総務部長)
- 新井委員長 暫時休憩いたします。  
休 憩 午前10時01分  
再 開 午前10時02分
- 新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
総務部関係について質疑を願います。  
(な し)
- 新井委員長 質疑なしと認めます。  
説明員の退席を求めます。  
(説明員退席)
- 新井委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総合政策部長)

- 新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時03分

- 新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

(な し)

- 新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

- 新井委員長 これより討論に入ります。

議案第4号に対し、反対の方願います。

(な し)

- 新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第4号 令和7年度日高市一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

- 新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和8年度日高市一般会計予算を議題といたします。

初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

- 新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時05分

- 新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

成田委員。

- 成田委員 歳出の87ページの款3、民生費、項1、社会福祉費、目3、老人福祉費のうち、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務について、細節12の1、高齢者福祉計画・介護保険事

業計画策定支援委託料570万2,000円が計上されています。第9期計画が令和8年までとなっていることから、第10期計画策定のための経費計上になっているかと思われますが、内容をお示しください。お願いします。

○新井委員長 石森長寿いきがい課長。

○石森長寿いきがい課長 予算書87ページ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援委託料についての質疑にお答えいたします。

老人福祉法や介護保険法の規定に基づく法定計画で、3年間の計画を策定するものでございます。今回は、令和9年度から11年度までの第10期計画で、令和7年度に実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の集計結果や、今後、国から示されます基本指針に基づき、介護保険サービス給付費の推計や介護予防、認知症予防などに関する計画を策定いたします。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 続きまして、85ページの保険年金課関係です。款3、民生費、項1、社会福祉費、目2、障害者福祉費のうち重度心身障がい者医療費助成事業について、細節19の1、重度心身障がい者医療費、令和7年度当初予算1億1,076万8,000円で、令和8年度1億3,355万8,000円と2,279万円増額となっております。令和6年度は窓口負担もなく、医療サービスを受けられるようになり、利便性が向上したこともあって、重度心身障がい者医療費支給件数、支給額とも前年比大幅に上昇した実績があります。令和8年度予算の受給者数、支給件数、支給額の内容をお示しの上、増額の理由をお示しください。

○新井委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 予算書85ページ、重度心身障がい者医療費助成事業についての質疑にお答えいたします。

令和8年度予算における受給者数の見込みは約1,300人です。支給件数の見込みは約2万7,000件で、支給額の見込みにつきましては1億3,355万8,000円となっております。また、この助成事業は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者が対象となっておりますが、令和8年4月から精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに補助対象に拡大する制度改正を行っています。令和6年度以降に窓口負担がなくなった現物給付開始の影響もありますが、令和8年度予算は特にこの拡大が大きく影響しております。拡大による影響は、受給者数の見込みにおいて約1,300人のうち、約300人が増加する人数です。支給額の見込みにおいては、増額分の2,279万円のうち1,800万円が拡大分の増額となっております。

なお、支給額については、その半分に相当する金額が県の補助金で賄われております。

以上になります。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

横尾委員。

○横尾委員 保健相談センター、予算書103ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1の保健衛生総務費、事業で安心出産支援事業についてになります。こちらの事業のうち、電子母子手帳の導入につきまして、サービスのリリース時期など現時点で予定している今後のスケジュールにつきましてお伺いいたします。

○新井委員長 大野保健相談センター所長。

○大野保健相談センター所長 予算書103ページ、安心出産支援事業についての質疑にお答えいたします。

今後、国から発出されますガイドラインに沿って4月から業者選定に着手します。その後、契約を経て、目安として10月頃に電子版母子手帳の導入を予定しております。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

大澤委員。

○大澤委員 議案第8号 令和8年度日高市一般会計予算の歳出について質疑をいたします。

予算書88ページの国民年金事務のうち、節12の委託料、細節1の国民年金システム改修委託料178万2,000円について、その計上理由をお伺いいたします。

○新井委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 予算書88ページ、国民年金事務についての質疑にお答えいたします。

国民年金システム改修委託料は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に対応するためのシステム改修費となります。このたび、法改正により、自営業者やフリーランス等の国民年金第1号被保険者の子どもが1歳になるまでの育児期間中の国民年金保険料を免除する措置が創設されます。令和8年10月から実施されるため、令和8年度中において基幹業務システムの改修が必要となることから、その費用を計上するものです。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 予算書106ページ、予防接種事業のうち、予防接種委託料について質疑いたします。

RSウイルス母子免疫ワクチンが定期接種化されるとの情報提供を受けておりますが、12節、委託料の細節1、予防接種委託料として計上されている約1億4,000万円のうち、定期接種化に要する金額について、見込み人数を含め御説明をお願いいたします。

また、委託料のほかに定期接種化に関連する支出を計上しているようでしたら、併せて御説明をお願いいたします。

○新井委員長 大野保健相談センター所長。

○大野保健相談センター所長 予算書106ページ、予防接種事業についてお答えいたします。

予算要求時点の接種1回当たりの想定単価3万3,000円に、市内における年間の妊娠届出人数200人の95%に相当する190人が接種することを想定し、総額627万円が予防接種委託料に含まれております。

なお、妊娠届出人数200人の5%に相当する10人が里帰り先や遠方の医療機関で立替払いで接種することも想定し、18節負担金、補助及び交付金の細節51、予防接種助成金におきまして償還払いに対する助成金として33万円を計上しております。

以上です。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 再質疑です。

妊婦さん全員に3万3,000円で計上された予算について、国庫補助金分を差し引いた実質的な本市負担額をお尋ねいたします。

○新井委員長 大野保健相談センター所長。

○大野保健相談センター所長 お答えいたします。

国からは9割が交付税措置されると伺っておりますので、総額660万円の1割程度に相当する66万円が当市の実質的な負担額であると見込んでおります。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

小谷野委員。

○小谷野委員 障がい福祉課でお願いします。議案書が83ページになります。障がい者福祉システム管理事務について、本年度1,729万4,000円計上されておりますが、前年度は2,574万4,000円計上されております。減少理由についてお伺いいたします。

○新井委員長 西障がい福祉課長。

○西障がい福祉課長 答えいたします。

令和7年度予算では、住基情報などのシステム標準化に伴い、障がい者福祉システムの連携作業を行う障がい者福祉システム過渡期連携委託料を計上しておりましたが、令和7年度で業務完了となるため、令和8年度では減少しているものでございます。また、システムのリース契約期間が令和7年12月に終了したため、令和8年1月に再リース契約をしたことから、リース費用が減額となり、令和8年度も再リース契約を継続するため、障がい者福祉システム借上料が減少しているものでございます。

以上です。

○新井委員長 小谷野委員。

○小谷野委員 続きまして、子育て応援課をお願いします。予算書92ページです。

子育て応援事業における消耗品費について、前年度3万円、本年度30万円のほうに変更されておりますが、増加理由についてお伺いいたします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 答えいたします。

子育て応援事業における消耗品につきましては、市とボランティア団体である子育て応援隊が事業運営をしております子育て広場が事業開始から20年が経過し、これまで使用してきたおもちゃや絵本など劣化や破損が生じてきましたので、子育て広場の充実のため、子育て応援自動販売機の売上げの一部を御寄附いただいた子育て応援協力金を活用しまして、新しいおもちゃや絵本を買うものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

成田委員。

○成田委員 福祉子ども部関係で4点ございます。

初めに、子育て応援課からお願いします。歳出の91ページ、款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費のうち、保育所等通園児のための給食費支援事業のうち、保育所等通園児副食費補助金4,333万円の積算根拠をお示してください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 答えいたします。

副食費の徴収対象となる3歳以上の民間保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に通う児童数の見込み708人に、来年度の一月当たりの国が定める基準額の見込みでございます5,100円の12か月分を乗じた額で算出したものでございます。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 続きまして、92ページ、款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費の

うち、ファミリー・サポート・センター運営事業についてです。ファミリー・サポート・センター運営委託料について、令和7年度466万円から124万3,000円増の590万3,000円が計上されています。増額理由をお示してください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業の運営に当たり、近年では多様化するニーズや養育困難な家庭に対応するため、提供会員の負担や不安が増大しており、提供会員の維持、確保や意欲向上を図る必要がございます。また、令和6年6月に子ども性暴力防止法が成立したことに伴いまして、ファミリー・サポート・センター事業におきましても性加害防止対策に資する取組を実施することが求められております。こうした課題に対応するため、令和8年度事業では、提供会員の定着促進や性加害防止対策の取組を実施するものでございますが、国や県の補助事業で示す補助基準額を基に、予算額を算出しまして必要な経費相当分を増額したものでございます。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 続きまして、94ページ、款3、民生費、項2、児童福祉費、目2、児童措置費についてです。子どものための教育・保育給付事業における細節18の51、施設型給付費等給付金は、子ども一人一人に対して施設に給付される教育・保育の運営費ですが、令和7年度当初予算に対し4,517万8,000円増の4億8,675万9,000円となっています。増額理由をお示してください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

施設型給付費等給付金は、市内外の認定こども園や地域型保育事業所などに在籍する児童に対する給付金の支払いを行うものです。国が定める公定価格が引き上げられているほか、令和8年度4月から認定こども園に移行する予定の幼稚園がございますので、保育受入れ枠が増加する見込みであるため増額したものでございます。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 再質疑いたします。

認定こども園に移行の新たな保育受入れ枠について、何人での予算編成でしょうか。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

予算上は、新たな保育の枠として72人を見込んだものでございます。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 障がい福祉課、お願いします。予算書の歳出の85ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目2、障害者福祉費のうち、基幹相談支援センター運営事業について新たな事業として

追加されており、25万7,000円が計上されております。内容をお示しください。

○新井委員長 西障がい福祉課長。

○西障がい福祉課長 お答えいたします。

基幹相談支援センターは、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村が設置する機関で、4月1日より障がい福祉課内に設置するものでございます。内容といたしまして、身体、知的、精神の障がい福祉三法に基づく専門的な相談、情報提供等を行うほか、民間相談支援従事者の指導、育成、並びに関係機関との連携体制の確保を行うものでございます。

当初予算につきましては、関係機関である障がい者地域総合支援協議会の委員報償費及び相談支援事務用消耗品費を計上したものでございます。

○新井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時25分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

三木委員。

○三木委員 子育て応援課、お願いいたします。予算書89ページ、目1、児童福祉総務費についてお尋ねします。

この予算科目には、今年度、産前産後家庭サポート事業と子育て世帯訪問支援事業が計上されていますが、令和8年度予算ではそれぞれ未計上となっております。その理由をお答えください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

産前産後家庭サポート事業につきましては、出産前後の家事負担の軽減や育児不安の解消を図るため、平成28年11月から事業を開始いたしました。令和5年度には、お子さんの出生を記念してお送りする子育て応援ギフトの中に、本事業を無料で2時間利用できる育児スタートサポート券を封入したほか、昨年度にはこのサポート券を妊娠届の提出時に配布して、本事業の利用促進を適時適切な周知を図ってまいりました。

しかしながら、こうした取組に反しまして、利用登録者が減少していることや、母子保健分野で産後ケア事業が開始されましたことから、優先すべき施策への効果的な財源配分に資するため、令和7年度をもって本事業を終了することとしたものでございます。

それから、子育て世帯訪問支援事業につきましては、令和7年度と同様に事業を継続してまいりますが、今年度購入いたしました消耗品を活用するほか、こども家庭センター運営事業に計上されております消耗品を併用することにより、事業を継続してまいります。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 予算書94ページ、乳児等のための支援給付事業135万6,000円の事業内容をお答えください。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

令和8年4月からスタートいたします保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労状況に関係なく月10時間の範囲内で利用することができる新たな通園制度、いわゆるこども誰でも通園制度を実施する事業者に対しまして、利用実績等に応じて給付費を支払うものでございます。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 生活福祉課、お願いいたします。予算書82ページ、総合福祉センター維持管理事業、研修室音響機器借上料について、令和7年度は44万9,000円でしたが、今回22万5,000円に減額となった理由をお答えください。

○新井委員長 堀口生活福祉課長。

○堀口生活福祉課長 歳出、予算書82ページ、総合福祉センター維持管理事業の質疑にお答えいたします。

研修室の音響機器借上料につきましては、長期のリース契約を締結しており、契約に基づく借上料を支払っております。当該リース契約が令和8年9月30日をもって終了となり、借上料についても6か月分となるため、減額となったものでございます。

なお、音響機器はリース契約終了後、市に無償譲渡されるものでございます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

横尾委員。

○横尾委員 子育て応援課、お願いします。予算書の91ページ、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、保育所等通園児のための給食費支援事業につきましてです。

2点ございまして、1点目が本事業と同様の取組をされている県内他自治体、どれくらいあるのかどうか。

2点目が、先ほどちょっと積算根拠について質疑がありましたが、本事業の対象となる児童の見込み数についてお伺いいたします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

1点目につきましては、毛呂山町、越生町、滑川町、小鹿野町、神川町、東秩父村の5町1村で実施しております。

2点目でございますが、本事業は民間保育所等の708人の児童を対象としているものですが、日高市立の保育所に在籍している児童も含めて申しますと786人と見込んでいるものでございます。

○新井委員長 横尾委員。

○横尾委員 同じく子育て応援課で、別の事業につきまして予算書の97ページになります。3款、民生費、2項、児童福祉費、3目、児童福祉施設費、14節、工事請負費になります。高麗川保育所増築改修工事監理委託料及び高麗川保育所増築改修工事につきまして、現時点で予定されている今後のスケジュールにつきましてお伺いいたします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 答えいたします。

令和9年4月の新しい高麗川保育所オープンに向けまして、令和8年度当初に入札を行いまして、速やかに工事に着手し、年度内に工事を完成する予定でございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部関係について質疑を願います。

成田委員。

○成田委員 総務部関係で3点ございます。

1点目、歳出の64ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目10、交通安全対策費のうち、交通安全施設整備・維持管理事業、細節14の2、大型街路灯LED化改修工事612万2,000円について、令和7年度は交通安全施設整備工事で女影のグリーンベルト整備等での予算でした。令和8年度は2つに項目が分けられた理由と、大型街路灯LED化改修工事の内容をお示してください。

○新井委員長 清野危機管理課副参事。

○清野危機管理課副参事 予算書64ページ、交通安全施設整備・維持管理事業についての質疑にお

答えいたします。

大型街路灯ですが、市内に83基ございますが、順次LED化工事を実施してきておりまして、残り45基が未改修となっております。令和8年度は、このうち25基の改修工事となります。また、令和8年度の改修工事につきましては、地方債を財源として予定をしておりますことから、その対象経費を容易に把握できますよう、区分を行ったものでございます。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 2点目をお願いします。歳出の68ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目12、防災費、防災計画等推進事務のうち、細節12の1、地域防災計画修正委託料711万1,000円について、内容と見直しの頻度をお示してください。

○新井委員長 犬竹危機管理課長。

○犬竹危機管理課長 予算書68ページ、防災計画等推進事務の地域防災計画修正委託料についての質疑にお答えいたします。

初めに、地域防災計画修正の内容でございますが、令和5年3月に行いました日高市地域防災計画改定以降、国において北海道・三陸沖後発地震注意情報や、令和6年能登半島地震での教訓などの内容を盛り込みました防災基本計画の修正や、埼玉県地域防災計画の修正が行われております。これらの修正を市地域防災計画に盛り込むことと、現計画において言及されております受援体制に関して必要な内容を定めることが主な修正内容となっております。委託の内容につきましては、資料や課題の収集と整理、素案の作成、各種調査事項など防災計画修正に係る全般的な事項となっております。

続きまして、見直しの頻度でございますが、頻度をあらかじめ決定しているものではなく、国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正状況などを参考に、適切な時期に見直しを行っております。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 すみません、総務部関係で税務課、お願いします。歳出の71ページ、款2、総務費、項2、徴税费、目2、賦課徴収費のうち、固定資産税等賦課事務、細節12の1、固定資産税等算出事務委託料について、令和7年度770万6,000円のところ、1,279万9,000円と509万3,000円の増額となっております。内容をお示してください。

○新井委員長 岡野税務課長。

○岡野税務課長 予算書71ページ、固定資産税等賦課事務についての質疑にお答えします。

固定資産税等算出事務委託料の増額内容は、主に2点ございます。1点目は、3年に1度実施しております固定資産税の評価替えに伴う電算処理業務でございます。令和9年度評価替えの実

施に必要となる固定資産税評価替え事務委託を計上するものでございます。

2点目は、令和9年度から開始予定の固定資産税における納税通知書の電子化に対応するためのシステム改修によるものでございます。これにより固定資産税賦課事務システム改修業務委託を計上するものでございます。

以上が増額する主な内容でございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

小谷野委員。

○小谷野委員 総務課、お願いします。予算書66ページ、自治組織及び自治団体育成事業における区運営交付金について、本交付金の減少理由についてお伺いいたします。

○新井委員長 稲垣総務課長。

○稲垣総務課長 予算書66ページ、自治組織及び自治団体育成事業の区運営交付金の御質疑にお答えいたします。

区運営交付金につきましては、広報紙等の配布や回覧などの事務に対する交付金でございますが、均等割額と加入世帯数に応じて得た額の合計額を交付しているところでございますが、減額の理由といたしましては、区の合併による均等割額の減少、加入世帯数の減少により減額となっているものでございます。

○新井委員長 小谷野委員。

○小谷野委員 同じく予算書66ページ、コミュニティ施設整備補助事業におけるコミュニティ施設特別整備事業補助金について、本補助金の減少理由についてお伺いいたします。

○新井委員長 稲垣総務課長。

○稲垣総務課長 同じく予算書66ページ、コミュニティ施設整備補助事業、コミュニティ施設特別整備事業補助金の御質疑についてお答えいたします。

コミュニティ施設特別整備事業補助金につきましては、各区が公会堂等の集会施設を建設する場合や増改築する場合に、その費用の一部を補助するものでございまして、毎年度、各区に施設の整備計画を伺った上で予算を計上しているところでございます。

減少の理由といたしましては、令和7年度は増改築2件の要望がございましたが、令和8年度は増改築1件のみの要望であったため減額となったものでございます。

○新井委員長 小谷野委員。

○小谷野委員 続きまして、危機管理課の交通担当、お願いします。予算書60ページです。地域公共交通おでかけ促進事業、公共交通担い手確保支援事業補助金について、本補助金の内容と効果についてお伺いいたします。

○新井委員長 清野危機管理課副参事。

○清野危機管理課副参事 予算書60ページ、地域公共交通おでかけ促進事業の公共交通担い手確保

支援事業補助金についての質疑にお答えいたします。

本制度は、担い手不足によりまして市内の公共交通の確保、維持に影響が生じている現状を踏まえまして、路線バス及びタクシー事業への就業機会と人材の確保を促進するため、補助金を交付しようというものでございます。内容としましては、交通事業者が雇用する従業員の第二種免許の取得に係る費用を負担している場合、その経費の2分の1で上限額を大型自動車第二種免許で30万円、中型自動車第二種免許で25万円、普通自動車第二種免許で20万円を補助金として交付するものでございます。

対象は、市地域公共交通計画に地域間を結ぶ幹線、または準幹線に位置づけられている路線を営業区域とします路線バス事業者及び市内に本店または営業所を置くタクシー事業者となります。これによりまして、事業者の採用コストを軽減し、未経験者であっても意欲のある方を積極的に雇用できるような環境づくりに寄与できるものと考えております。

以上です。

○新井委員長 小谷野委員。

○小谷野委員 続きまして、危機管理課、災害防災担当、お願いします。予算書67ページになります。災害対応事業における防災井戸水質検査委託料について、本委託料の増加理由についてお伺いいたします。

○新井委員長 犬竹危機管理課長。

○犬竹危機管理課長 予算書67ページ、災害対応事業の防災井戸水質検査委託料の質疑にお答えいたします。

本委託料につきましては、災害時協力井戸として御登録いただく際に実施いたします水質検査に係る委託料となっております。この事業は、令和7年度から開始したものであり、令和8年度につきましては、新たに災害時協力井戸を御登録いただく方の水質検査委託料に加えまして、令和7年度中に御登録いただいた方に対する毎年度1回の継続検査費用を計上したため、増額となったものでございます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

小谷野委員。

○小谷野委員 予算書68ページ、自動体外式除細動器（AED）整備・維持管理事業における庁用備品の内容と減少理由についてお伺いいたします。

○新井委員長 犬竹危機管理課長。

○犬竹危機管理課長 予算書68ページ、自動体外式除細動器（AED）整備・維持管理事業の庁用備品についての質疑にお答えいたします。

庁用備品の内容につきましては、自動体外式除細動器（AED）の屋外用収納ボックスを追加

設置するものでございます。設置場所につきましては、指定緊急避難所である中の田公園、北平沢運動場、高萩地区第3ちびっこ広場、横手台グラウンドの4か所に設置する予定となっております。減少、減額となっている理由につきましては、令和7年度はAED屋外用収納ボックスを市内小・中学校及び義務教育学校の計9か所に設置するための予算を計上いたしましたが、令和8年度につきましては、先ほど申しあげました4か所に設置することとしたため、減額となったものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

小谷野委員。

○小谷野委員 同じく68ページ、避難行動要支援者支援事業における避難行動要支援者支援システム構築委託料について、本構築委託料における効果についてお伺いいたします。

○新井委員長 犬竹危機管理課長。

○犬竹危機管理課長 予算書68ページ、避難行動要支援者支援事業の避難行動要支援者支援システム構築委託料の質疑にお答えいたします。

現在、導入しているシステムにつきましては、平成28年度に導入したもので、バージョンとしては10年前の古いシステムでございます。また、現行の支援システムの契約が令和8年9月末で終了いたしますので、ここでシステムの改修を行うものでございます。効果につきましては、現状、業者から借りております端末1台でシステムを利用しておりますが、新システムではLGWAN—ASP、これは地方公共団体専用の安全な閉ざされた閉域ネットワークを介して、行政事務に必要なシステムを提供するクラウドサービスを活用するもので、職員がふだん自席で使用しております端末でシステム利用が可能となり、複数の職員が同時に避難行動要支援者支援システムを利用することが可能となりますので、避難行動要支援者の情報共有や個別避難計画などにつきまして、現状よりも効率的に行うことができると考えております。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

三木委員。

○三木委員 同じく予算書68ページ、防災啓発事業、令和7年度は避難所訓練委託料82万9,000円と計上されていましたが、防災訓練会場設営委託料237万9,000円に変わった理由と用途をお答えください。

○新井委員長 犬竹危機管理課長。

○犬竹危機管理課長 予算書68ページ、防災啓発事業の防災訓練会場設営委託料についての質疑にお答えいたします。

令和7年度の避難所訓練委託料と令和8年度の防災訓練会場設営委託料は、どちらも市の防災訓練実施のための委託料でございます。令和7年度の避難所訓練委託料につきましては、市民の皆様実際に火災が発生した場合の避難所開設に関する知識取得や避難所資機材の組立て実演

を行っていただくため、多くの自治体で講演実績のある民間事業者に訓練運営の委託を行うために予算計上したものでございます。

令和8年度の防災訓練会場設営委託料につきましては、本市では隔年で大規模な防災訓練を実施しておりますが、令和8年度は規模の大きな総合防災訓練の実施を計画しており、通常の消火訓練、また救出訓練といった実演訓練のほか、警察や消防など防災関係機関の出展コーナーや車両展示など防災フェスティバルの会場設営を委託にて行うため、防災訓練会場設営委託料として計上させていただきました。こちらが変わった理由でございます。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 交通防犯関係をお願いします。予算書65ページ、放置自転車対策事業、駅前放置自転車整理委託料について、放置自転車の確認方法と撤去までの期間と頻度をお答えください。

また、標識設置工事157万8,000円は、何の標識を、どこに設置するのかお答えください。

○新井委員長 清野危機管理課副参事。

○清野危機管理課副参事 予算書65ページ、放置自転車対策事業についての御質疑にお答えいたします。

高麗川駅西口及び武蔵高萩駅周辺におきまして、毎朝、通勤通学時間帯となりますが、自転車整理業務と併せまして放置自転車の有無を確認しております。高麗川駅西口及び武蔵高萩駅の周辺地域は、放置自転車放置禁止区域に指定されてございますので、放置禁止区域内で放置自転車を発見した際は、その都度、速やかに撤去しております。

また、高麗川駅東口の開設に伴いまして、自転車の利用増加が見込まれますことから、駅東口の周辺の地域に、ほかの駅と同様に自転車放置禁止区域を指定したいというふうに考えてございます。このため、当該区域であることを示す標識を駅東口周辺に設置するものでございます。

以上です。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 同じく65ページ、防犯啓発事業、地域防犯カメラ設置費補助金が令和7年度よりも40万円増額されましたが、何台の設置を見込んでいるのかと、プライバシー保護の観点からどのような対応を求めているのかお答えください。

○新井委員長 清野危機管理課副参事。

○清野危機管理課副参事 予算書65ページ、防犯啓発事業についての御質疑にお答えいたします。

地域防犯カメラの設置要望がござい自治会等につきましては、令和8年度は7団体ございます。補助金の交付につきましては上限額を20万円としておりますが、防犯カメラの台数は制限はしておりません。各自治会の要望内容によりますと、7団体のうち6団体はそれぞれ1台設置、残りの1団体は2台設置予定でございまして、防犯カメラ設置台数は8台と見込んでおり

ます。

また、プライバシー保護の観点から画像データの適正な管理、それから情報漏えい防止等に配慮するため補助金の交付申請時において運用責任者の選定、画像データの閲覧、それから閲覧の制限についての定めを設けました運用規程の提出を求めているところでございます。

以上です。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 税務課、お願いします。予算書72ページ、固定資産税等賦課事務で、税務地図情報システム利用料103万円が新規に計上されている理由をお答えください。

○新井委員長 岡野税務課長。

○岡野税務課長 予算書72ページ、固定資産税等賦課事務の質疑にお答えいたします。

税務地図情報システム利用料を新規に計上した理由でございますが、税務地図情報システムの管理について、情報セキュリティの観点からクラウド化し、運用するものでございます。これに伴い、L GWAN回線利用料が新たに発生することから、当該利用料を新規に計上するものでございます。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 総務課、お願いします。予算書36ページ、まちづくり基金寄附金、令和8年度ふるさと納税の税制改正がありますが、令和7年度並みと計上した根拠をお答えください。

○新井委員長 稲垣総務課長。

○稲垣総務課長 予算書36ページ、まちづくり基金寄附金の御質疑にお答えいたします。

まず、税制改正についてでございますが、令和8年10月より、自治体の募集経費抑制に向けた新たな基準が適用されることとなりますが、経過措置が講じられていることから、令和8年度の寄附額への影響は少ないものと考えております。また、まちづくり寄附によるさらなる自主財源確保のため、令和7年度中に他市との共通の返礼品やセットの返礼品などをはじめとした多数新規返礼品を追加いたしました。加えて、寄附の受付窓口の拡充や返礼品画像を刷新するなど、新たな取組を進めていることから、令和7年度並みの歳入を見込んだものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

大澤委員。

○大澤委員 危機管理課で消防費、お願いいたします。予算書134ページ、消防団事務のうち、細節の18の52、消防団員通学定期券購入補助金36万円について、対象や補助割合など具体的な内容についてお伺いをいたします。

○新井委員長 犬竹危機管理課長。

○犬竹危機管理課長 予算書134ページ、消防団事務の消防団員通学定期券購入補助金についての質疑にお答えいたします。

初めに、対象者につきましては、鉄道事業者やバス事業者等公共交通事業者が発行いたします通学定期券を利用している日高市消防団の団員であって、本市の住民基本台帳に登録されていること、交付を受けようとする年齢が30歳未満であること、市税を滞納していないことの条件を全て満たす方が対象となります。対象となる学校につきましては、4年制の大学をはじめ、大学院や短期大学、高等専門学校や専修学校などが対象となります。

次に、補助割合につきましては、通学定期券の購入額の2分の1の額とし、1か月当たりの上限を5,000円としております。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、選挙管理委員会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(選挙管理委員会事務局長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員会関係について質疑を願います。

三木委員。

○三木委員 予算書77ページ、県議会議員選挙費、合計で1,448万1,000円が計上されていますが、4年前の予算では910万9,000円で約500万円の増加となった理由をお答えください。

○新井委員長 稲垣選挙管理委員会事務局長。

○稲垣選挙管理委員会事務局長 予算書77ページ、県議会議員選挙費の御質疑にお答えいたします。

近年続いております物価高騰による需用費の増加、郵便料の値上げによる役務費の増加、労務単価が大幅に上昇していることによる委託料の増加が大きく影響しております。加えて、一般職人件費につきましても業務量の増加、人件費の上昇により増加となったものでございます。また、

前回は計上はしてございませんでしたが、備品購入費を新たに見込んでいるところでございます。

以上です。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 同じく予算書77ページ、市議会議員選挙費、4年前は未計上でしたが、今回、計上の理由をお答えください。

○新井委員長 稲垣選挙管理委員会事務局長。

○稲垣選挙管理委員会事務局長 予算書77ページ、市議会議員選挙費の御質疑にお答えいたします。

市議会議員選挙につきましては、令和9年4月末に執行される見込みでございますが、令和8年度末頃から立候補予定者説明会や立候補届出書類の事前審査等の事務を開始することから、その費用について計上したものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、監査委員関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(監査委員事務局長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

監査委員関係について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、会計課関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(会計管理者)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会計課関係について質疑を願います。

三木委員。

○三木委員 予算書56ページ、現金等出納事務、手数料が令和7年度932万3,000円から1,522万5,000円になっている理由をお答えください。

○新井委員長 渋谷会計管理者。

○渋谷会計管理者 お答えいたします。

指定金融機関を通じた支払いの際には、総合振込手数料、税別100円が必要となります。これに加えて、指定金融機関であるりそなグループ以外の金融機関への振込には、銀行間手数料であります内国為替制度運営費、こちら税別で62円が必要となります。1件の支払いにつき、りそなグループの金融機関には税別100円、それ以外の金融機関には税別162円の振込手数料が必要となっております。この費用が令和7年度までは2分の1に軽減される措置がございましたが、令和7年度末をもってこの措置が終了し、令和8年度からは先ほど申し上げた額が発生するため、予算増となったものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

成田委員。

○成田委員 総合政策部関係全部で5点ございます。

初めに、歳出の57ページ、減債基金管理運用事務のうち、24の1、減債基金積立について、令和8年度は1億9,343万3,000円が新規に計上されている理由をお伺いします。

○新井委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 予算書56ページ、減債基金管理運用事務についての質疑にお答えいたします。

減債基金積立1億9,343万3,000円につきましては、令和8年度普通交付税の算定項目として臨時財政対策債償還基金費が新設され、後年度の元利償還金に充てることが要請されて

いることから、その見込額として4,343万3,000円を、また高麗川駅東口開設や旭ヶ丘松の台土地区画整理事業などの大規模事業で借入れを行った市債の償還が令和9年度から始まることに伴い、元利償還金の支払いがピークを迎えるため、その備えとして1億5,000万円をそれぞれ減債基金に積み立てるため、新たに計上したものでございます。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 2点目で57ページの公共施設マネジメント推進事務のうち、1点目、細節12の1、不動産鑑定評価委託料196万3,000円は、学校跡地活用の個別活用計画に基づくものかと思いますが、令和7年度も98万3,000円が計上されておりますが、令和8年度の内容をお示しく下さい。

2点目、細節12の3、旧高麗小学校改修工事基本設計委託料2,200万円は、3月策定予定の個別計画に基づき改修工事の基本設計が行われるものかと思いますが、内容をお伺いします。

○新井委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 予算書57ページ、公共施設マネジメント推進事務についての質疑にお答えいたします。

1点目、不動産鑑定評価委託料の内容でございますが、旧武蔵台中学校及び旧高根中学校の賃貸による活用を行う場合における参考価格算出のため、賃料に係る不動産鑑定評価業務を委託するものでございます。

なお、予算額につきましては、国土交通省が示す不動産鑑定評価報酬基準に基づき積算したものでございます。

2点目、旧高麗小学校改修工事基本設計委託料の内容でございますが、旧高麗小学校の活用に向け、キュービクルや照明などの電気設備、空調、給排水などの機械設備のほか、外壁、屋上などの躯体の劣化状況の確認やアスベスト調査などに加えて、建築基準法、消防法、バリアフリー法など関係法令の調査を行うとともに、これらを踏まえた用途変更及び大規模改修に伴う工事の基礎資料となる設計を行うものでございます。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 61ページ、政策秘書課関係、お願いします。移住定住促進事業の細節18の52と53について、令和8年度の新事業となっております。それぞれの令和7年度との相違と内容、予算の積算根拠をお伺いします。

○新井委員長 須田政策秘書課長。

○須田政策秘書課長 予算書61ページ、移住定住促進事業についての質疑にお答えします。

まず、Uターンウェルカム住まいる支援金は、固定資産税相当額の支援とした内容を見直し、

支援内容をUターンのための住宅購入に伴う関連費用の2分の1、上限10万円とし、対象者の下に支援が早く届くように改善いたしました。また、対象者を子育て世帯限定からUターン者であれば誰でも活用できるように見直しました。住宅購入に伴う関連費用は、住宅購入に伴う仲介手数料、引っ越し費用、リフォーム費用、家具・家電購入費用などになります。支援額は1件当たり10万円とし、年間5件と積算しております。

次に、ファミリーウエルカム住まいる支援金につきましては、子育て世帯の転入や市内転居で住宅購入に伴う関連費用の2分の1、上限10万円とし、従来の賃貸住宅の家賃補助から見直しをいたしました。住宅購入に伴う関連費用は、Uターンウエルカム住まいる支援金の内容と同じになりますが、支援額は1件当たり10万円とし、年間10件と積算しております。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 61ページの企業版ふるさと納税寄附金事務のうち、細節24の1、清流文化都市ひだか創生基金積立が令和7年度500万円のところ、令和8年度700万円と増額となっております。同時に、細節11の4での手数料が新たに追加されており、増額との関係があるものと思いますが、理由と内容をお伺いします。

○新井委員長 須田政策秘書課長。

○須田政策秘書課長 予算書61ページ、企業版ふるさと納税寄附金事務についての質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の仕組みをさらに活用し、寄附額を増額させる取組としてマッチングサービスの活用を見込んでおり、それによる増加額を200万円と見込んでおります。また、マッチングサービスを利用した場合、サービス料として寄附額の20%に消費税を加えた額の負担が発生いたします。マッチングサービスを活用した増加額200万円分に対するサービス料として、新たに手数料を予算計上するものでございます。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 管財課、お願いいたします。予算書の53ページ、歳出の入札・契約事務のうち、細節の18、県電子入札共同システム負担金について、令和7年度198万円から123万8,000円増額の321万8,000円が予算計上されています。増額理由をお伺いします。

○新井委員長 三ツ木管財課長。

○三ツ木管財課長 お答えを申し上げます。

県電子入札共同システム負担金につきましては、埼玉県と締結する埼玉県電子入札共同システム費用負担基本協定に基づきまして、システムの開発運用に係る費用を埼玉県及びシステム利用自治体が人口割等で案分し、負担するものでございます。

主な増額の理由でございますが、令和9年、10年度の競争入札参加資格審査が令和8年度に

行われること、人件費の上昇に伴いましてシステムの運用管理や保守業務など、本システムの運用に係る維持管理費用が増加したことによるものでございます。

以上です。

○新井委員長 成田委員。

○成田委員 1点再質疑いたします。

令和9、10年度の競争入札参加資格審査が令和8年度に行われるとのことですが、現在の競争入札参加資格登録業者数及び更新頻度もお伺いします。

○新井委員長 三ツ木管財課長。

○三ツ木管財課長 お答え申し上げます。

令和8年3月1日現在で、建設工事等登録事業者は2,488者、物品等登録事業者は3,477者で、更新の頻度は2年に1度でございます。

以上です。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

三木委員。

○三木委員 管財課にお伺いします。予算書36ページ、財産収入、財産売払収入の売払い内容について御説明ください。

○新井委員長 三ツ木管財課長。

○三ツ木管財課長 お答え申し上げます。

武蔵高萩駅北土地地区画整理事業の換地処分に伴い、移管を受けた武蔵高萩2丁目地内、別所橋南側の市有地を競争入札により売り払う予定でございます。

以上です。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 予算書58ページ、庁舎等維持管理事業、光熱水費2,118万4,000円のところで、令和7年度に太陽光発電設備を増設したにもかかわらず、令和7年度予算額と比べて大きく変わらない理由をお答えください。

○新井委員長 三ツ木管財課長。

○三ツ木管財課長 お答えを申し上げます。

光熱水費につきましては、主に過年度実績を基に積算するのが一般的でございますが、太陽光発電設備増設工事が施工中で、発電量の実績を得ることができず、計画発電量から削減率を想定し計上したこと、庁舎をはじめとした16の施設の小売電気事業者を毎年度、競争入札により決定しておりますが、入札不成立の際は東京電力パワーグリッド株式会社から、最終保障供給約款に基づきまして電気の供給を受けることになっており、毎年度計上しております基本料金が値上がりしたことなどが主な要因でございます。

以上です。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 政策秘書課、お願いします。予算書61ページ、移住定住促進事業、新規に計上された奨学金返済支援金100万円の使途についてお答えください。

○新井委員長 須田政策秘書課長。

○須田政策秘書課長 予算書61ページ、移住定住促進事業の奨学金返済支援金についての質疑にお答えいたします。

市内在住かつ市内の事業所、または市内に本社を置く事業所で就労しながら奨学金を返済している35歳以下の方で、返済した奨学金の2分の1、10万円を上限として支援金を支出するものでございます。市内経済の活性化に寄与し、地域の担い手として期待される一方で、進学や就職を機に市外へ転出する傾向の多い若者の転出抑制を図るとともに、本市への移住のきっかけとなるよう新たに予算計上するものでございます。初年度となる令和8年度におきましては、支援金の交付対象者を10人と想定しております。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 市政情報課、お願いします。予算書55ページ、文書管理事務、文書管理システム導入委託料2,881万4,000円とは、システムを入れ替えるということでしょうか。更新される内容も御回答ください。

○新井委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 予算書55ページ、文書管理事務についての質疑にお答えいたします。

文書管理システムでございますが、現在使用中のシステムの保守サポートが終了してしまうことから、新たなシステムを導入する予定でございます。新しいシステムでは、文書の発生から廃棄までを電子的に一元管理し、電子決裁機能を搭載する予定です。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 予算書62ページ、ICT管理運営事務、通信運搬費が令和7年度の約4倍の理由をお答えください。

また、令和7年度計上されていた申請管理システム利用料が未計上です。基幹業務システム標準化、共通化対応により不要となったのでしょうか、お答えください。

○新井委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 予算書62ページ、ICT管理運営事務についての質疑にお答えいたします。

1点目の通信運搬費でございます。基幹業務システムの標準化、共通化対応により、ガバメントクラウド利用に関する費用を計上したことから増額となりました。

2点目でございますが、申請管理システム利用料でございますが、標準化を機に令和8年度から基幹業務システム使用料に統合し、計上しております。

- 新井委員長 三木委員。
- 三木委員 次のページの63ページ、DX推進事業、生成AI利用料が発生していますが、生成AIの用途について具体的な利用方法をお答えください。
- 新井委員長 吉田市政情報課長。
- 吉田市政情報課長 予算書63ページ、DX推進事業についての質疑にお答えします。  
生成AIの用途としまして、現在、想定されておりますのは、文書作成の支援や要約化など内部事務の効率化及び職員の業務負担軽減に資する利用方法を想定しております。
- 新井委員長 三木委員。
- 三木委員 財政課、お願いします。予算書21ページ、利子割交付金、令和7年度670万円の計上だったが、来年度2,500万円となっている理由をお答えください。
- 新井委員長 上田財政課長。
- 上田財政課長 予算書21ページ、利子割交付金についての質疑にお答えいたします。  
利子割交付金は、県に納入された県民税利子割収入額の一部が県内市町村に対して交付されるものでございます。増加理由は、近年の預金金利の上昇により利子所得が増加傾向となっているため、令和7年度収入見込額に対して国から示される令和8年度収入見込額を踏まえた増減率を乗じて積算したものでございます。
- 新井委員長 三木委員。
- 三木委員 次のページの22ページ、地方消費税交付金16億3,900万円のうち、食品等の軽減税率分はどれくらいを見込んでいるのかお答えください。
- 新井委員長 上田財政課長。
- 上田財政課長 予算書22ページ、地方消費税交付金についての質疑にお答えいたします。  
食料品等の軽減税率分といたしましては、16億3,900万円のうち約2億6,000万円と見込んでおります。
- 新井委員長 三木委員。
- 三木委員 予算書23ページ、環境性能割交付金、4月から廃止を想定しての予算でしょうか。関連して、地方特例交付金が令和7年度の2倍となっていますが、この廃止を補填するものでしょうか、お答えください。
- 新井委員長 上田財政課長。
- 上田財政課長 予算書23ページ、環境性能割交付金及び地方特例交付金についての質疑にお答えいたします。  
環境性能割交付金は、県に納入された自動車税の環境性能割収入額の一部が県内市町村に対して交付されるものでございます。自動車税の環境性能割につきましては、令和8年3月末で廃止されることを見込み、令和8年3月交付分の精算交付を収入するため、科目設定の1,000円

を計上したものでございます。

また、地方特例交付金の増額理由については、御指摘のとおりで、自動車税及び軽自動車税の環境性能割廃止に伴う減収補填分として5,200万円を増額計上しております。

○新井委員長 三木委員。

○三木委員 予算書56ページ、財政総務事務、新規計上の財務会計システム電子決裁基盤構築委託料3,945万7,000円とは、決裁のデジタル化を図っているのでしょうか、機能をお答えください。

○新井委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 予算書56ページ、財政総務事務についての質疑にお答えいたします。

財務会計システム電子決裁基盤構築委託料の内容でございますが、収入や支出伝票の作成などで全庁的に使用している財務会計システムに電子決裁機能を追加し、紙の伝票に押印するという従来の決裁処理を電子化するものでございます。

なお、同じく令和8年度に構築する文書管理システムの電子決裁と連携して、規定の整備や運用方法の見直しを含めたシステムの構築を行い、令和9年度からの運用開始を予定しております。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

小谷野委員。

○小谷野委員 政策秘書課、お願いします。予算書61ページ、先ほど成田委員、三木委員にもちょっと重複してしまうところはあるのですが、移住定住促進事業について本事業の効果の見込み、そして印刷製本費が22万円計上されておりますが、どのように周知していくのかお伺いいたします。

○新井委員長 須田政策秘書課長。

○須田政策秘書課長 予算書61ページ、移住定住促進事業についての質疑にお答えします。

本事業の実施によりまして、本市が移住定住に力を入れているというPR効果が見込めるほか、移住を検討されている方にとりましては、最終的に移住を決めていただく際の一助になるものと考えております。引き続き、本市への移住定住を促すことによりまして、社会増減における社会増加を増やし、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

また、来年度から当該事業の内容を見直しますので、パンフレットを刷新し、本市に興味、関心を持っていただいた方々をはじめ、各種イベントなどで広く周知してまいりたいと考えております。

○新井委員長 横尾委員。

○横尾委員 政策秘書課、続けてお願いします。予算書の61ページ、移住定住促進事業のうち、細節の18の54、Uターン住宅リフォーム支援金、細節の18の55、子育て世帯エコカー等購

入支援金の具体的な内容についてお伺いいたします。

○新井委員長 須田政策秘書課長。

○須田政策秘書課長 予算書61ページ、移住定住促進事業についての質疑にお答えします。

Uターン住宅リフォーム支援金につきましては、親世代と同居するために住宅の改修に要した費用の2分の1、上限30万円を支援するものでございます。さらに、市内事業者に依頼した場合は、20万円を加算いたします。支援額は1件当たり30万円を5件、加算分20万円を3件積算しております。

次に、子育て世帯エコカー等購入支援金につきましては、転入から1年以内に自家用車または自動二輪車あるいは自転車を購入した費用に対して、上限5万円を支援します。支援額は1件当たり5万円を10件と積算しております。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

横尾委員。

○横尾委員 続いて、市政情報課、お願いします。予算書63ページ、DX推進事業のうち、生成AI導入等委託料145万2,000円が計上されていますが、こちらどのような委託を行うのか、内容についてお伺いいたします。

○新井委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 予算書63ページ、DX推進事業についての質疑についてお答えします。

本委託では、システムの初期構築に係る設定や利用に係る保守などの業務を想定しております。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

横尾委員。

○横尾委員 財政課、お願いします。歳入、35ページになります。利子及び配当金のうちの財政調整基金利子154万2,000円につきまして、こちらの増額の背景についてお伺いいたします。

○新井委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 予算書35ページ、財政調整基金利子についての質疑にお答えいたします。

財政調整基金利子は、財政調整基金の現金を預け入れている預金の利息でございます。金融機関の預金利率が上昇傾向にあることから、令和7年度に比べて74万9,000円の増額となっているものでございます。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

大澤委員。

○大澤委員 市政情報課、お願いします。予算書62ページ、ICT管理運営事務について2点お伺いをいたします。

細節の12の6、ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助委託料146万8,000円の計上理由について及び細節13の5、基幹業務システム使用料1億1,308万9,000円

について、前年度の当初予算では5,956万5,000円でありましたが、増額になったその理由についてお伺いします。

○新井委員長 吉田市政情報課長。

○吉田市政情報課長 予算書62ページ、ICT管理運営事務についての質疑にお答えいたします。

ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助委託料につきましては、ガバメントクラウドの安定稼働を確保するため、専門的な運用管理や障害が発生したときの迅速な対応を外部委託するものでございます。

2点目、基幹業務システム使用料の増額の理由につきましては、業務システムの標準化を機に、これまでほかの部署で個別に契約していた6つのシステムを市政情報課で一括契約することとしたことに加え、人件費や物価の上昇、さらにガバメントクラウドへの移行に伴う運用経費の増加を見込んでいるところです。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○新井委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 次に、議会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (議会議務局長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会関係について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第8号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第8号 令和8年度日高市一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 日高市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (福祉子ども部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午前11時45分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

城所委員。

○城所委員 議案第15号 日高市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について質疑いたします。

余裕型では既存園児への影響が生じないかという観点から、条例順に条文に即して確認させていただきます。まず1点目、第3条、利用定員、第3条では、1時間当たり及び1月当たりの利用定員を事業者が定めるとされていますが、条例上、市はその妥当性をどのように確認するのでしょうか、お尋ねいたします。

2点目、第12条、費用徴収について、第12条の第2項の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価とは、具体的にどのような内容を想定しているのかお尋ねいたします。

続いて、3点目、同条第5項の書面同意について、市として、その内容を事前に把握する仕組みはあるのかお尋ねいたします。

続いて、第20条、勤務体制の確保について、第20条第1項の勤務体制を定めるとは、具体的には職員配置基準をも含むものと解してよいのでしょうか。専任職員を配置する想定なのか、それとも既存職員で対応するものとするのか、お尋ねいたします。

続いて、第21条、利用定員の遵守とあります。定員遵守は、既存園児の定員とは別枠と理解してよいのでしょうか、お尋ねいたします。

続いて、第24条、虐待などの禁止、第24条の規定について、事業者に求める体制整備は、第2条第4項の責任者設置をもって足りるのでしょうか、それとも別途の仕組みを想定しているのかお尋ねいたします。

続いて、第30条、事故防止の観点です。第30条第1項第3号の委員会とは、事業所単位での設置を想定しているのでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、第31条により会計を区分するとありますが、既存保育園事業との案分案件がある場合の案分方法はどのように整理するのかお尋ねいたします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

まず、1点目ですが、当該事業所における1時間当たりの利用定員と、1月当たりの延べ解消時間数を掛けたもので算出いたします。なお、余裕活用型の施設の場合は、当該事業所の利用定員の範囲内で定めていることを確認いたします。

2点目です。上質な特定乳児等通園支援を提供するために必要な取組を行う場合に、保護者から当該取組の内容等に応じて必要な額の支払いを受けることができるものとするものですが、リトミック教室や英語教室などの習い事に類する内容、携帯によるサービスの提供への対価は認められておりません。

3点目です。申請の際に、運営規程を提出してもらうことにより、費用の内容の確認はできるものと考えます。

4点目です。職員配置基準を満たす職員配置が必要と考えます。

5点目です。一般型は施設要件による定員を定めるものですが、余裕活用型につきましては、利用定員の空き枠を活用するものでございますので、入所人数により変動することがあるとして認可をするものです。

6点目です。こちらは、責任者としては第2条第4項における責任者を想定しておりますが、本条につきましては職員による虐待の禁止を強調したものでございます。

7点目です。各事業者における設置を想定したものでございます。

8点目です。8点目ですが、事業者により、ほかの事業がある場合については区分を行ってもらうものですが、案分の方法について指定はせず、事業者のほうで適切に案分されるものと認識しております。

以上です。

○新井委員長 城所委員。

○城所委員 それでは、再質疑させていただきます。

まず、第3条、第12条、第20条の確認方法についてお尋ねします。最後の第31条についても、確認方法があればお尋ねいたします。

第12条の質の向上とは、通常保育との差別化を図るものなのか、またその対価の妥当性はどのように図るのか、お尋ねいたします。

○新井委員長 今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

確認方法でございますが、認可申請の際に出される書類に、運営規程や実施要綱がございますので、その中で確認をしております。

○新井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 51 分

再 開 午前 11 時 51 分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今田子育て応援課長。

○今田子育て応援課長 お答えいたします。

質の向上と、その妥当性につきましては、質の向上とは、質の確保及び向上を図る上で必要と認められる対価との例といたしましては、公定価格上の基準を超えた保育士の配置ですとか、平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格では賄えない費用を賄うために徴収するものと解します。その妥当性につきましては、確認申請の場合、確認申請によります申請書の中で審査をしてみたいと思います。

○新井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○新井委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第 15 号に対し、反対の方願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第 15 号 日高市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○新井委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立 6 名、不起立 1 名)

○新井委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 日高市行政組織条例の一部を改正する条例、議案第20号 日高市職員定数条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午前11時54分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第17号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号について質疑を願います。

(な し)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第17号に対し、反対の方願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第17号 日高市行政組織条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第20号に対し、反対の方願います。

(な し)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第20号 日高市職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 日高市行政手続条例の一部を改正する条例、議案第19号 日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午前11時57分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第18号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号について質疑を願います。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第18号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第18号 日高市行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第19号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第19号 日高市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 日高市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○新井委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午前11時59分

○新井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(なし)

○新井委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○新井委員長 これより討論に入ります。

議案第21号に対し、反対の方願います。

(なし)

○新井委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第21号 日高市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたしま

す。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○新井委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 0時00分

総務福祉常任委員会

委員長 新 井 均